

学校給食用物資納入業者が不良品等を納入した場合の措置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人広島市学校給食会（以下「給食会」という。）が発注した学校給食用物資（以下「物資」という。）の納入に関し、不良品等を納入した業者に対する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「不良品等」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条、第11条第2項又は第19条第2項の規定に違反すると認められるもの及び給食会が定める「学校給食用食品の規格・品質表」に違反するもの並びに飲食に際し衛生上の危害の発生のおそれがあると認められるもの等をいう。
- (2) 「納入停止」とは、措置の対象となった物資を一定期間納入させないことをいう。
- (3) 「始末書」とは、その事案についての過失の事情及び陳謝の意を表した文書をいう。
- (4) 「てん末書」とは、その事案についての状況を表した文書をいう。

(措置)

第3条 会長は、不良品等の納入があった場合は、その事実を調査して、当該納入業者に対し、別表により措置するものとする。

(納入停止の緊急措置)

第4条 会長は、学校給食の安全を確保するため必要があると認めるときは、納入業者に対し、学校給食の安全を確保するまでの間、当該物資の納入停止を行うことができる。

(措置期間の特例)

第5条 措置を行う場合において、納入業者について情状酌量すべき特別の事由があると認められるときは、その措置期間を短縮することができる。また、納入業者の過失態様及び過去の措置歴から極めて悪質な事由があるときは、その措置期間を延長することができる。

- 2 措置期間中の納入業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表に定める期間の範囲内で、措置期間を変更することができる。

(措置の通知等)

第6条 会長は、第3条の規定により措置を決定したとき、又は前条第2項の規定による措置の変更を決定したときは、当該納入業者に対して、口頭又は書面により通知し、必要に応じて改善の報告を徴するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、当該納入業者に対して、口頭又は書面で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この規程は、一般財団法人広島市学校給食会の設立の登記の日から施行する。

別表

措 置 要 件	措 置 内 容
(1) 金属、衛生害虫、その他これらに類する異物が混入したもの (2) 異物の混入で上記以外のもの (3) 腐敗、変敗したもの (4) 有害・有毒物に汚染されたもの (5) 病原微生物に汚染されたもの (6) 食品添加物の使用基準に違反したもの (7) 食品等の成分規格・保存基準に違反したもの (8) 先日付、その他虚偽の表示をしたもの (9) 日付・製造者等の記載がないもの (10) その他、学校給食の実施に支障をきたしたものの	納入停止又は始末書を徴する 始末書又はてん末書を徴する 納入停止又は始末書を徴する 納入停止又は始末書を徴する 納入停止又は始末書を徴する 納入停止又は始末書を徴する 始末書又はてん末書を徴する 始末書を徴する てん末書を徴する 始末書又はてん末書を徴する
1 納入停止の期間は、その都度、当該事案に応じ、6か月の範囲内において、定めるものとする。 2 上記1の措置のほか、同一物資で同一の事由により同一の措置があった場合、次により措置するものとする。 (1) 6か月以内にてん末書による措置が重なった場合は、始末書を徴する。 (2) 3か月以内に始末書による措置が重なった場合は、納入停止にすることができるものとする。 3 始末書を徴する事案の場合であっても、軽微なものについては、てん末書を徴することに替えることができるものとする。 4 てん末書を徴する事案の場合であっても、軽微なものについては、口頭注意に替えることができるものとする。	